

令和3年度

国民健康保険事業特別会計予算（案）

説明資料

京都府京丹後市

令和3年度 京丹後市国民健康保険事業特別会計 予算説明資料

◇◇ はじめに ◇◇

国民健康保険は国民皆保険の最後の砦であるにもかかわらず、「年齢構成が高く医療費水準が高い」、「所得水準が低く保険料の負担能力が低い」という構造的な課題を抱えており、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者が多く存在するという状況でした。そこで、持続可能な社会保障制度の確立を図るため、国保制度改革により平成30年度からは都道府県が安定的な財政運営や効率的な事業確保など国保運営の中心的な役割を担い、市町村は都道府県が各市町村の医療費水準や所得水準に応じて算定した納付金を納めることとなりました。また、保険給付等に必要な費用については、普通交付金として都道府県から市町村に全額交付される仕組みとなっています。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少により、国保税賦課額が減少することが予想されます。また、保健事業では生活習慣病重症化予防に力を入れるなど、それらを勘案した予算としています。京都府への納付金は約14億6千万円で、前年度と比較すると約1億2千万円の減額となりました。これは、府内被保険者数の減少に伴い保険給付費も減少する想定の中、結果的に市町村の納付金額が下がることになったものです。しかし、本市では今後、被保険者数は減少するものの、医療の高度化等により一人当たり医療費の伸びが想定されるため、国や府、他の保険者の動きも注視しながら、納付金を納めるために必要な国保税率・税額の検討及び交付金等の獲得に努め、引き続き、京丹後市国民健康保険事業の安定的な財政運営に努めていきます。

◇◇ 京丹後市国保 被保険者の状況 ◇◇

下表のとおり、京丹後市国保の被保険者は年々、減少傾向にあります。令和3年度は京都府が推計した数値を掲載しています。

区 分	3年度 (見込み)	2年度 (12月末)	元年度	30年度	29年度
世帯数(世帯)	7,521	8,176	8,269	8,633	8,844
一般被保険者(人)	12,969	13,366	13,671	14,497	15,019
退職被保険者(人)	0	0	10	128	340
(再掲)介護2号分	(4,025)	(4,239)	(4,513)	(4,872)	(5,168)
被保険者合計	12,969	13,366	13,681	14,625	15,359

※ 各年度年間平均の数値です。(令和元年度以前は年間平均実績)

※ 令和2年度からは退職被保険者制度の経過措置期間満了に伴い、退職被保険者数はゼロとなります。

◇◇ 京丹後市国保 予算の概要 ◇◇

令和3年度京丹後市国民健康保険事業特別会計の予算は、被保険者数の減少による京都府全体の保険給付費の減少などから京都府への納付金は減少しましたが、一人当たりの医療費は減少せず保険給付費の減少が見込めないため、令和2年度と同額の総額61億円としました。

歳入では、府支出金が74.5%、税率・税額を据え置いた、自主財源である国民健康保険税は17.9%を占め、この2項目で総額の92.4%を占めています。

京都府から保険給付に応じて交付される普通交付金、病院事業や経営努力など特別事情に交付される特別交付金を合わせた府支出金は45億4,695万5千円で、前年度比1億3,207万4千円の増額、国民健康保険税は10億9,312万5千円、前年度比1億1,155万6千円の減額としています。

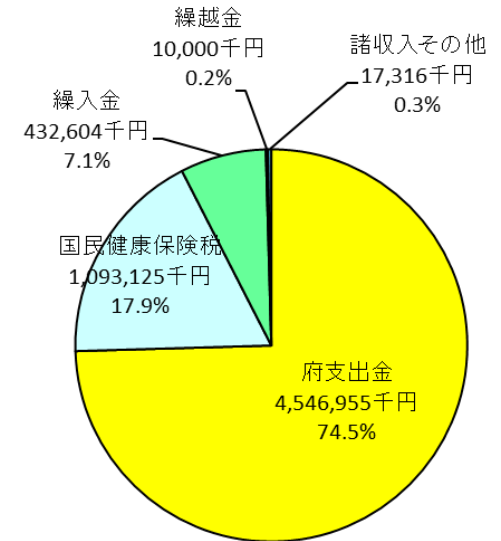
繰入金は、国が示す一般会計繰出基準及び厚生労働省からの予算編成通知に基づき、繰入額の算定を行い、歳入確保に努めています。繰越金については、令和2年度の剰余金が不明なため、最低限の総額調整予算としています。

歳出では、保険給付費を一人当たりの医療費の伸びと京都府が推計した被保険者数から算定し、総額の73%を占める44億5,462万円としています。

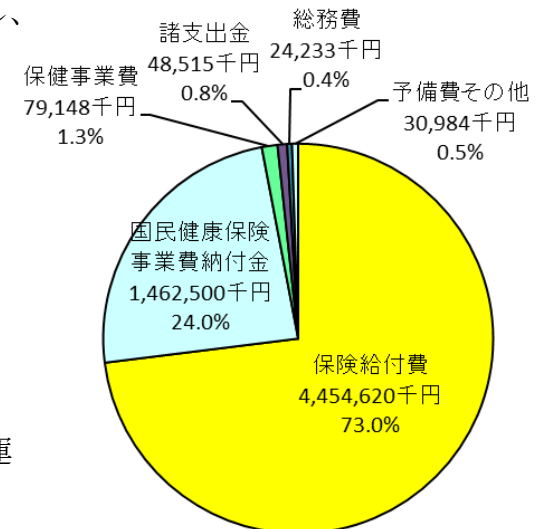
京都府に納める国民健康保険事業費納付金は医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分として、京都府から提示された14億6,249万8千円を計上しています。

保健事業では、特定健康診査・特定保健指導・人間ドック・脳ドック等の実施に必要な経費とともに、レセプト点検などの医療費適正化経費、また、医療費通知や後発医薬品差額通知などを実施する費用を見込んでいます。

諸支出金では、国保税の還付金や還付加算金、病院事業会計や国保直営診療所特別会計への運営補助等に係る繰出金を計上しています。



【歳入の内訳】



【歳出の内訳】

◇◇ 京丹後市国保 歳入の状況 ◇◇

【歳入】

(単位：千円)

区 分	3 年度予算額	2 年度予算額	比較 (3-2)
01 国民健康保険税	1,093,125	1,204,681	△111,556
02 使用料及び手数料	574	600	△ 26
04 府支出金	4,546,955	4,414,881	132,074
05 財産収入	2	7	△ 5
06 繰入金	432,604	448,566	△ 15,962
07 繰越金	10,000	13,000	△ 3,000
08 諸収入	16,740	18,265	△ 1,525
歳入合計	6,100,000	6,100,000	0

01 国民健康保険税

01 国民健康保険税 【本年度予算額 1,093,125 千円/前年度比 111,556 千円減】

国民健康保険税は、医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分からなり、それぞれ下記のとおり見込んでいます。

令和3年度は現行税率・税額で京都府への国民健康保険事業費納付金を賄える見込みのため、前年度と同じ保険税率で算定しています。税込総額は被保険者数の減少と新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を考慮し、前年度と比較して1億1,155万6千円の減収としています。(現年度分一人当たり課税額81,450円/人)

国民健康保険税予算額

(単位：千円)

目	節	3 年度予算額	2 年度予算額	比較 (3-2)
01 一般被保険者 国民健康保険税	01 医療給付費分現年課税分	716,089	786,719	△ 70,630
	02 後期高齢者支援金分現年課税分	235,478	258,746	△ 23,268
	03 介護納付金分現年課税分	104,763	117,604	△ 12,841
	04 医療給付費分滞納繰越分	24,707	28,071	△ 3,364
	05 後期高齢者支援分滞納繰越分	7,490	8,195	△ 705
	06 介護納付金分滞納繰越分	4,368	4,983	△ 615

02 退職被保険者等 国民健康保険税	01 医療給付費分現年課税分	0	0	0
	02 後期高齢者支援金分現年課税分	0	0	0
	03 介護納付金分現年課税分	0	0	0
	04 医療給付費分滞納繰越分	162	248	△ 86
	05 後期高齢者支援金分滞納繰越分	28	50	△ 22
	06 介護納付金分滞納繰越分	40	65	△ 25
合 計		1,093,125	1,204,681	△ 111,556

※退職被保険者制度の経過措置期間満了に伴い令和2年度から現年課税分は消滅していますが、滞納繰越分は継続します。

02 使用料及び手数料 【本年度予算額 574 千円/前年度比 26 千円減】

国民健康保険税の収納に係る督促手数料を計上しています。

04 府支出金 【本年度予算額 4,546,955 千円/前年度比 132,074 千円増】

01 普通交付金 4,419,710 千円

普通交付金は市町村が支払う保険給付費に応じて、都道府県が費用の全額を国費や市町村からの納付金などにより補てんする交付金です。

02 特別交付金 127,245 千円

特別交付金は保険者の医療費適正化等の取り組みや、その成果に応じて交付される保険者努力支援分や特別事情による財政負担の増加等に対して交付される特別調整交付金分、京都府の事業評価分として交付される都道府県繰入金、市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される特定健康診査等負担金で構成されています。

○保険者努力支援分 21,917 千円

保険者努力支援事業費連動分 4,581 千円

○特別調整交付金分 56,335 千円

○都道府県繰入金 26,702 千円

○特定健康診査等負担金 17,710 千円

05 財産収入 【本年度予算額 2 千円/前年度比 5 千円減】

国民健康保険事業基金等の利息収入を計上しています。

06 繰入金 【本年度予算額 432,604 千円/前年度比 15,962 千円減】

01 他会計繰入金 432,604 千円

01 保険基盤安定繰入金 285,583 千円

保険基盤安定制度は、国民健康保険の加入者に高齢者や低所得者が多く保険税の負担能力が低い一方、医療費水準が高いなどの構造的課題を抱えていることから、公費による支援が行われるものです。

低所得者に対する保険税軽減相当額を補填する保険税軽減分と、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、保険税の一定割合を補填する保険者支援分があり、いずれも一般会計から国保会計へ繰り入れるものです。

○保険税軽減分 184,082 千円

(負担割合：都道府県 3/4、市町村 1/4)

○保険者支援分 101,501 千円

(負担割合：国 1/2、都道府県 1/4、市町村 1/4)

02 出産育児一時金繰入金 10,080 千円

出産育児一時金は、1子 404,000 円に産科医療補償制度加入分の 16,000 円を加算した 420,000 円を支給しています。国の地方財政計画において、出産育児一時金の 3分の2に相当する額を一般会計から繰り入れる制度となっており、令和3年度は36人分の出産育児一時金を見込んでいます。

○ $420,000 \text{ 円} \times 36 \text{ 人} \times 2/3 = 10,080 \text{ 千円}$

03 財政安定化支援事業繰入金 66,108 千円

「低所得者が多い」「高齢者が多い」など、保険者の責めに帰することができない特別な事情に対して、一般会計から繰り入れるものです。

04 その他一般会計繰入金 70,833 千円

総務省の繰出基準において、繰出対象経費は国民健康保険の事務の執行に要する経費とされており、総務費全般や国保連合会への審査支払手数料など事務費を対象に繰り入れを行うものです。

○国民健康保険事務費分 32,358 千円

厚生労働省通知「予算編成に当たっての留意事項」において、『地方単独事業として現物給付により一部負担金の割合を減じる措置を実施している市町村にあって、これによる国庫負担金の減額相当分については、一般会計等による所要の財源措置を講じられたい』との通知に基づき繰り入れを行うものです。

○国民健康保険事業特別会計支援分 38,475 千円
(地方単独事業による療養給付費等負担金減額措置分の繰入〈法定外〉)

02 基金繰入金 0 千円

国民健康保険事業基金からの基金繰入金は計上していません。

07 繰越金 【本年度予算額 10,000 千円/前年度比 3,000 千円減】

令和2年度からの繰越金です。例年、前年度の剰余金が確定していないため、最低限の総額調整予算としています。

08 諸収入 【本年度予算額 16,740 千円/前年度比 1,525 千円減】

01 延滞金加算金及び過料 11,173 千円

国民健康保険税の収納に係る延滞金を計上しています。

02 市預金利子 1 千円

04 雑入 5,566 千円

一般被保険者第三者納付金、返納金など雑収入を計上しています。

◇◇ 京丹後市国保 歳出の状況 ◇◇

【歳出】

(単位：千円)

区 分	3年度予算額	2年度予算額	比較(3-2)
01 総務費	24,233	20,125	4,108
02 保険給付費	4,454,620	4,308,484	146,136
03 国民健康保険事業費納付金	1,462,500	1,589,298	△ 126,798
04 共同事業拠出金	2	2	0
05 財政安定化基金拠出金	0	0	0
06 保健事業費	79,148	74,119	5,029
07 基金積立金	2	7	△ 5
08 公債費	300	300	0
09 諸支出金	48,515	47,902	613
10 予備費	30,680	59,763	△ 29,083
歳出合計	6,100,000	6,100,000	0

01 総務費 【本年度予算 24,233 千円/前年度比 4,108 千円増】

総務費は、国民健康保険事業を運営するために必要な一般事務費（総務管理費・徴税費・運営協議会費）を計上しています。

01 総務管理費

01 一般管理費 19,985 千円

国保連合会への各種事務処理手数料や負担金、被保険者証等の印刷経費、国保ライン等各種システム保守料など、国民健康保険事業を適切に運営するうえで必要な事務費を計上しています。

02 趣旨普及費 249 千円

国保制度パンフレット、後発医薬品（ジェネリック）希望シール、臓器移植意思表示欄保護シールなどを作成し、各種制度の普及・啓発を推進します。

03 連合会負担金 976 千円

被保険者数に応じた国保連合会への負担金を計上しています。

02 徴税費

01 賦課徴収費 2,745 千円

納税通知書の印刷経費や郵送代などを計上しています。

03 運営協議会費

01 運営協議会費 278 千円

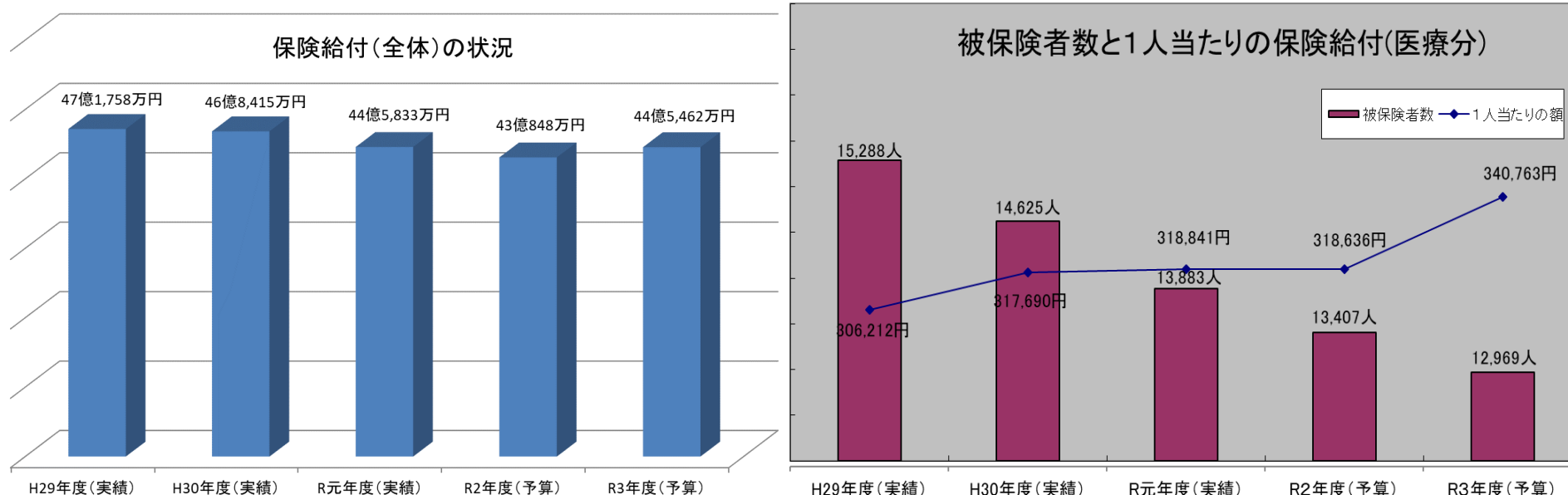
京丹後市国民健康保険運営協議会を実施するために、委員の報酬や費用弁償、会議の消耗品や郵送代などを計上しています。

02 保険給付費 【本年度予算額 4,454,620 千円/前年度比 146,136 千円増】

令和3年度の保険給付費は、令和元年度、平成30年度の実績及び令和2年9月診療分までの実績を参考に積算を行っています。

国保制度の都道府県広域化に伴い、京都府へ納付金を納めることにより、必要な保険給付費と同額が普通交付金として交付されるため、安定した財政運営を行うことができるようになりました。

保険給付（全体）の状況は、下のグラフのとおり近年は横ばいで推移しています。一方、国保の被保険者数は、年々減少傾向にあります。令和3年度保険給付費全体の総額は44億5,462万円、前年度比で1億4,613万6千円を増額し、1人当たりの保険給付費は、約34万円を見込んでいます。



項目別の保険給付費の予算額は次のとおりです。

(単位：千円)

項	目	3年度予算額	2年度予算額	比較(3-2)
01 療養諸費	01 一般被保険者療養給付費	3,805,741	3,721,154	84,587
	02 退職被保険者等療養給付費	500	1,000	△ 500
	03 一般被保険者療養費	38,457	32,289	6,168
	04 退職被保険者等療養費	100	100	0
	05 審査支払手数料	7,856	8,693	△ 837
02 高額療養費	01 一般被保険者高額療養費	574,462	517,310	57,152
	02 退職被保険者等高額療養費	100	100	0
	03 一般被保険者高額介護合算	200	138	62
	04 退職被保険者等高額介護合算	10	10	0
03 移送費	01 一般被保険者移送費	100	100	0
	02 退職被保険者等移送費	40	40	0
04 出産育児諸費	01 出産育児一時金	15,128	15,128	0
05 葬祭諸費	01 葬祭費	5,400	6,000	△ 600
06 精神・結核医療付加金	01 精神・結核医療付加金	6,226	6,422	△ 196
07 傷病手当金	01 傷病手当金	300	0	300
保険給付費合計		4,454,620	4,308,484	146,136

主な1人当たりの保険給付費の見込額は、次のとおりです。

◇療養給付費 293,488円 ◇療養費(補装具等) 2,973円 ◇高額療養費 44,302円 保険給付費合計 340,763円

※1人当たりの保険給付費は、当初予算額ベース(令和3年度:被保険者年間平均人数12,969人)

出産育児一時金は1子につき420,000円で36件、葬祭費は1人につき50,000円で108件を見込んでいます。

また、新型コロナウイルス感染症の罹患等により働けなくなった場合に支給する傷病手当金300,000円を計上しています。

03 国民健康保険事業費納付金 【本年度予算額 1,462,500 千円/前年度比 126,798 千円減】

平成 30 年度からの国保都道府県広域化に伴い、財政運営の責任主体が市町村から都道府県に移管され、都道府県は市町村への保険給付費等交付金に充てるため、市町村から国民健康保険事業費納付金を徴収することが国民健康保険法に規定されました。

京都府は各市町村の医療費水準や所得水準に応じて算定した納付金を提示し、市は納付金を納めるために国民健康保険税を賦課徴収します。

- 医療給付費分納付金 934,898 千円
(国保の保険給付費分)
- 後期高齢者支援金分納付金 373,775 千円
(後期高齢者医療制度への支援金分)
- 介護納付金分納付金 153,827 千円
(介護保険への納付金分)

04 共同事業拠出金 【本年度予算額 2 千円/前年度比 0 千円】

国保都道府県広域化に伴い、高額医療費共同事業拠出金制度は廃止されましたが、残った退職者医療共同事業分に係る事務費拠出金です。

- その他共同事業事務費拠出金 2 千円

05 財政安定化基金拠出金 【本年度予算額 0 千円/前年度比 0 千円】

災害などで大きな税収不足が発生した場合、京都府(基金)から必要額等を借り入れることができます。借り入れたお金を拠出金として返済する科目です。

06 保健事業費 【本年度予算額 79,148 千円/前年度比 5,029 千円増】

01 保健事業費 【本年度予算額 15,811 千円/前年度比 741 千円減】

- (1) 保健衛生普及費 13,307 千円

医療費通知及び後発医薬品差額通知や医療費適正化事業に取り組みます。

- 医療費通知事業 4,148 千円

医療費通知により受診状況とかかった医療費をお知らせすることで、被保険者自身の健康づくりや医療に対する関心を高めていただく取り組みです。また、後発医薬品(ジェネリック)差額通知を実施し、普及推進に取り組みます。

○医療費適正化事業 9,159 千円

診療報酬明細書（レセプト）の点検を実施し、医療費の適正化を図ります。また、詳細な医療費分析にも取り組みます。

(2) 疾病予防費 2,504 千円

エイズ予防啓発、前立腺がん検診を実施し、疾病予防に取り組みます。

02 特定健康診査等事業費【本年度予算額 63,337 千円/前年度比 5,770 千円増】

平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、40 歳から 74 歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が保険者に義務付けられました。

(1) 特定健康診査等事業 39,124 千円

特定健康診査は、衛生部門のがん検診と一体的に、「総合検診」として実施します。また、前年からの受診控えなどによる重症化など健康への影響が懸念されるため、補助事業を活用した受診勧奨にも取り組みます。

(2) 特定保健指導事業 1,524 千円

特定健診の結果から「動機付け支援」「積極的支援」の対象者を選定して、市の保健師・管理栄養士による特定保健指導を実施します。さらに、生活習慣病の受診中断者やハイリスク者へアプローチを行い、重症化を防ぐための取り組みを強化していきます。

(3) 短期総合機能検査事業 22,689 千円

「人間ドック」、「節目ドック」、「脳ドック」を引き続き実施するとともに、令和元年度より久美浜病院、丹後ふるさと病院ではオプションとして「歯科健診」を実施しています。検査結果については、特定健康診査事業にも活用していきます。

07 基金積立金【本年度予算額 2 千円/前年度比 5 千円減】

国民健康保険事業基金等から生じる利息収入を、各基金に積み立てます。

○国民健康保険事業基金積立金 1 千円

○国民健康保険高額療養費貸付基金積立金 1 千円

08 公債費【本年度予算額 300 千円/前年度比 0 千円】

一時借入金を行った場合の利子相当額を計上しています。

09 諸支出金 【本年度予算額 48,515 千円/前年度比 613 千円増】

01 償還金及び還付加算金 8,480 千円
国民健康保険税を還付する必要がある場合の、還付金等を計上しています。

02 繰出金 40,035 千円

市立病院及び直営診療所に対する特別調整交付金について、それぞれの病院及び直営診療所へ繰り出します。

○病院事業会計繰出金

弥栄病院の救急患者受入体制支援事業ほか 8,230 千円
久美浜病院の器械及び備品購入費ほか 8,150 千円

○直営診療所事業特別会計繰出金

五十河診療所の運営費補助 840 千円
間人診療所の運営費補助ほか 8,668 千円
野間診療所の運営費補助 1,427 千円
佐濃診療所の運営費補助 741 千円
宇川診療所の運営費補助ほか 11,979 千円

10 予備費 【本年度予算額 30,680 千円/前年度比 29,083 千円減】